

令和7年度 村上市企業版ふるさと納税マッチング支援業務受託者募集要領

この「募集要領」は、村上市（以下「本市」という。）が実施する「企業版ふるさと納税マッチング支援業務」（以下「本業務」という。）に係る契約候補者の選定に関し、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する業務の仕様等について明らかにし、企画提案に参加する者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の目的

市が定める地方版総合戦略を推進し、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用した寄附獲得に繋げるため、本業務に最適な受託事業者を募り推進する。

2 業務概要

(1) 業務名

企業版ふるさと納税マッチング支援業務

(2) 内容

「企業版ふるさと納税マッチング支援業務」企画提案仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

ただし、契約満了の1か月前までに本市又は受託者の一方から書面による解約の意思表示がない限り、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

なお、本市において本事業の予算確保が困難になった場合は、期間満了の1か月前を超過した場合であっても、契約を自動更新せず終了させることができるものとする。

(4) 委託契約金額

本業務を通じて行われた寄附金額の20%以内（消費税等別）とし（成果報酬型）、かつ、他自治体と同様の契約を行っている場合は、その契約額と同額で提示すること。また、見積書等には受託料率を示すこと。

なお、「企画提案仕様書」の「3. 業務内容(1)」に記載の企業へのプロモーション経費等、企業への働きかけに係る費用については、委託契約金額に含まれるものとする。

(5) 本事務にかかる令和7年度寄附目標額

109,300千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、成果報酬による委託料が予算額を超えると見込まれる場合は、市は補正予算等により歳入及び歳出の予算額の変更を行うものとする。

3 申込資格

企画提案に参加できる者は、以下の条件を全て満たしている企業とする。

(1) 地方創生応援税制に精通していること。

(2) 租税公課の滞納がないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続きの開始の申立て中、又は更生手続き中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体等や行為をする者に関わりがないこと。

4 申し込み

(1) 申込期間

募集開始の日から令和8年2月27日（金）午後5時まで

(2) 提出書類

- ア 企画提案書【様式1】
- イ 事業者の概要【様式2】
- ウ 執行体制図（任意様式）
- エ 業務実施方針（任意様式、4ページ以内）
 - ・業務内容に関する提案内容
- オ 見積書【様式3】
- カ 申込資格に係る申立書【様式4】
- キ 地方創生応援税制に精通していることが分かる資料（任意様式）
- ク 定款 ※個人の場合は不要
- ケ 財務状況のわかる直近の書類
- コ 租税公課を滞納していないことがわかる直近の公的証明書類
（写し可。租税公課の納税証明書等）
- サ その他、提案企画の説明に必要な資料

(3) 提出先

村上市企画戦略課企画政策室

(4) 提出方法

PDF形式により、メールで提出（容量が大きい場合は分割による提出可）。

提出先メールアドレス：seisaku-m@city.murakami.lg.jp

(5) その他

提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用することはない。

5 契約

(1) 契約手続

本市は、提出書類を審査し選定することが適当と判断されると受託者は、企画提案書等により審査し、村上市財務規則（平成20年4月1日村上市規則第49号）第133条第3号第2号により随意契約を締結する。

(2) 委託事業費

成果報酬による委託料が予算額を超えると見込まれる場合は、市は補正予算等により歳入及び歳出の予算額の変更を行うものとする。

(3) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本市の承認を得た上で業務の一部を第三者に委託することができる。

(4) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、村上市個人情報保護条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

6 その他

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は契約候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者の場合

イ 提出した書類に虚偽の内容が記載されている場合

ウ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案の場合

エ 本募集要領に違反すると認められる場合

オ その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 企画提案書提出後、関連する事項について、本市職員が聞き取りを行う場合がある。

(3) 企画提案書等の作成に要する経費については、参加者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書等については、返却しない。

7 問い合わせ先

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

村上市企画戦略課企画政策室

T E L : 0254-75-8925 (直通)

F A X : 0254-53-3840

E-mail : seisaku-m@city.murakami.lg.jp